

舞鶴市議会議長 上野 修身 様

舞鶴市監査委員 谷川 眞司

舞鶴市監査委員 岡本 成一

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、その結果を同条第 9 項の規定により下記のとおり提出し、措置状況について同条第 12 項の規定により併せて公表する。

記

1 監査の対象

- | | |
|----------|------------------------------|
| (1) 補助事業 | 間伐材利用促進事業費補助金、森林適正整備推進事業費補助金 |
| 補助団体 | 舞鶴市森林組合 |
| 所 管 課 | 農林課 |
| (2) 公の施設 | 舞鶴親海公園（海釣り広場、ふれあい広場、運動広場） |
| 指定管理者 | (株)農業法人ふるる |
| 所 管 課 | 水産課、土木課 |
- ※ いずれも平成 27 年度事業に係る分

2 監査の期間

平成 28 年 10 月 4 日から平成 29 年 3 月 17 日まで

3 監査の方法

上記の補助事業及び指定管理事業に関する財務及びこれに係る市の財務について、あらかじめ求めた資料に基づき、関係書類の調査、照合を行うとともに、関係職員等から追加資料・説明を求めるなどの方法で実施した。

4 監査の結果等（詳細は、別紙の結果報告書兼措置状況通知書のとおり）

舞鶴市森林組合に係る補助事業については、概ね適正に事務処理がなされていたが、補助金の交付に関して、事務手続き等を定めた実施要領中に必要な項目が記載されていないものがあった。事業全体で整合性が確保できるよう、当該要領の内容を精査されたい。

また、「株式会社 農業法人ふるる」は、舞鶴親海公園の指定管理者として、事業を行っているが、「漁村活性化センター」においては、利用者数が逡減状態となっており、平成 27 年度の収支状況は赤字決算となっている。今後このような状態が続き、さらに他の指定管理施設の収支を考えると、抜本的な経営改革を図る必要がある。

所管課においては、適切にモニタリングを実施し、仕様書、協定書等の遵守について指導され、決算報告等についても十分に確認・指導されたい。

財政援助団体等監査 結果報告書兼措置状況通知書

- ・ 監査対象 間伐材利用促進事業費補助金等
- ・ 監査期間 平成 28 年 10 月 7 日～平成 29 年 3 月 17 日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○補助金交付手続きについて</p> <p>・ 間伐材利用促進事業において、平成28年3月18日付けで補助金変更交付申請書が提出されているが、当該事業の実施要領中に、金額変更時の事務手続きに関する条項が見当たらない。また、これを含め、全ての事務手続きを「舞鶴市補助金等の交付に関する規則」に準じて行えるよう、実施要領の内容を精査されたい。</p>	<p>監査の指摘事項に基づき、平成 29 年度中に「間伐材利用促進事業実施要領」の内容を見直します。</p>

- ・ 監査対象 舞鶴親海公園 指定管理事業
- ・ 監査期間 平成 28 年 10 月 4 日～平成 29 年 3 月 17 日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○備品について</p> <p>・ 備品等（I 種）について、基本協定書第 22 条（別紙 1）に掲げる備品と備品分類総括表（備品台帳を含む）の数量等に齟齬がある。物品会計規則に基づき適正に管理されたい。（物品会計規則第 21 条第 1 項）</p>	<p>基本協定書に掲げる備品と備品分類総括表及び備品台帳を突合し、備品台帳を修正しました。今後、物品会計規則に基づき適正な管理を行います。</p>
<p>○事業実績報告書について</p> <p>・ 事業の実施状況の市指定事業に「なし」と報告されているが、基本協定書第 5 条に業務の範囲が示されている。市指定事業には、協定書に示された業務について報告を受けるべきではないか。</p>	<p>協定書に示された業務について直ちに報告するよう指示し、その内容について確認しました。</p>
<p>○ 施設の管理について</p> <p>(1) 漁村活性化センターの維持管理において、仕様書に定められた「空調機器保守管理業務」が実施されていない。また、「エレベーター保守管理業務」や「浄化槽保守管理業務」においても定期点検が実施されていない月がある。仕様書に基づき、適正な管理を指導されたい。</p> <p>(2) 施設の維持管理にかかる契約書について、契約日が記載されていない。適正な契約を指導されたい。</p>	<p>空調機器の保守点検については、指定管理者が直営により清掃、点検を実施しておりますが、記録が保存されておらず、今後は記録を保存しておくよう指導を行いました。エレベーター及び浄化槽の保守点検については年間規定回数どおり定期点検が実施されておりますが、月次報告書に記載されていない月がありましたので、修正を行いました。今後は記載内容のチェックと履行確認を厳格に行います。また、ダムウェイターとエレベーターの保守点検の契約書における契約日の記載漏れについては、直ちに契約した業者と協議するよう指導し、契約日を記入しました。</p>
<p>○会計区分について</p>	

<p>・以下について指定管理者に指導・確認願う。 指定管理者の会計全体の把握を否定するものではないが、会計区分については、協定書第20条及び仕様書により、「乙の他の経理と独立した区分経理」を行う必要があり、「独立した会計帳簿書類」を設ける必要がある。 現在の事業報告書（収支状況）については、基本的には農業公園と区別されているが、会計帳簿は同じとなっている。親海公園の指定管理業務とは別の業務であるので、協定書に沿った事務が必要である。</p>	<p>指定管理者は、経理事務の煩雑さから、独立した区分経理が実施できておりませんが、協定書に則り、平成29年度からは区分経理が実施できるように、顧問税理士に相談するなど実行に移すよう指導を行いました。</p>
<p>○施設利用者数について ・平成26年度と平成27年度の利用者数を比較すると、海釣り護岸で815人（15.6%）増加したものの、漁村活性化センターで1,770人（13.2%）減少している。昨年に引き続き大幅な減少であり、収入減少の主な要因となっている。総力を挙げて集客に取り組みたい。</p>	<p>様々な機会をとらえ、施設のPRを行うとともに、魅力ある施設として利用者の増加につながるよう指定管理者に指導、助言を行います。</p>
<p>○収支状況について ・主に、自主事業の売上高の減少等により、赤字決算となり、経営は深刻な状況である。抜本的な経営改革を検討されたい。</p>	<p>舞鶴市6次産業化推進アドバイザーなどの指導や助言を受け、経営改革に取り組み、利用拡大により売上高が回復するよう指定管理者に指導、助言を行います。</p>
<p>○指定管理事業の実績確認について ・指定管理者からの事業報告等については、事業の聴取や書類の確認をする担当者を決め、下記の事項等に注意をして確認・指導されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 協定書・仕様書に基づいて、事業が実施されているか。 ② 指定管理事業に係る長期未収金や負債はないか。 ③ 決算剰余金が発生又は増加し、多額になっていないか。決算は、赤字になっていないか。 ④ 備品は、適正に管理されているか。高額な備品購入について、了解しているか。 ⑤ 指定管理事業に係る会計と指定管理者の本来（独自）事業の会計が、分離されているか。 ⑥ 出納関係の伝票や総勘定元帳が整備され、領収書や管理業務報告書等の証拠書類が適切に保存されているか。 ⑦ 交際費・食糧費・補助金・寄付金・繰越金・積立金等の支出はないか。あれば、これらの支出は適正な根拠のあるものか ⑧ 減価償却費・資産減耗費などの現金を伴わない費用が、報告されていないか。こ 	<p>平成29年度から主たる担当者の他に複数の担当者による指定管理事業の履行確認や提出書類のチェックを行います。経営面においても必要に応じて月次、四半期ごとの状況確認と指導、助言を行います。</p>

れらは指定管理料の積算根拠として、含まれるべきものか。

- ⑨ 施設管理は適切にされているか、必ず現場を見に行くこと。
- ⑩ 指定管理者の実績報告の確認や分析、指導にあたっては、組織的に複式簿記会計の研修を積むことが必要である。また、年に一回、実績報告を受けておられるが、指定管理者の経営状況及び財政状態については、必要に応じて月次、四半期ごとの状況の確認と助言が現状から見て重要である。